

大和市告示第224号

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の次のように定める。

平成29年12月18日

大和市長 大 木 哲

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成22年大和市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、平成28年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成28年12月22日厚生労働省雇児1222第1号厚生労働事務次官通知「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」を「のうち、平成29年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成29年8月3日厚生労働省発子0803第2号厚生労働事務次官通知「平成29年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」に、「県基金要綱」という。）、「」を「県基金要綱」という。）及び」に、「という。）及び」を「という。）に定めるものに対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（補助事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 国要綱第3項第13号に規定する保育所等改修費等支援事業であって、次に掲げるもの
  - ア 賃貸物件による保育所を新設、定員の拡大又は老朽化に伴って改修する事業（以下「賃貸物件による保育所改修等事業」という。）
  - イ 賃貸物件等を活用した小規模保育事業所を新設、定員の拡大又は老朽化に伴って改修する事業（以下「賃貸物件等による小規模保育事業所改修等事業」という。）
  - ウ 保育所、認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する認可外保育施設を、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第32条並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第28条、第32条及び第33条に規定する設備に関する基準を満たすため

に改修する事業（以下「認可化移行改修事業」という。）

エ 家庭的保育事業を行う者が、家庭的保育者の居宅その他の施設（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）で家庭的保育事業を実施する上で保育環境を整えるために当該施設を改修する事業（以下「家庭的保育事業の実施施設に係る改修事業」という。）

(2) 国要綱及び県事業要綱に規定する認可化移行移転費等支援事業

(3) 県基金要綱別表に規定する賃貸物件による保育所整備事業

（補助の対象者）

第3条 補助の対象者は、別表に掲げる事業の区分に応じ、同表対象者の欄に定めるものとする。

第4条の見出し中「額」の次に「等」を加え、同条第1項を次のように改める。

補助の対象となる経費は、別表に掲げる事業の区分に応じ、同表対象経費の欄に定める経費とする。

第4条第2項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 補助金の額は、別表に掲げる事業の区分に応じ、同表補助金額の欄に定める額とする。

ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第5条を次のように改める。

（交付の条件）

第5条 規則第6条第2項の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価500,000円（第2条第2号に掲げる事業にあっては、300,000円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 市長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を市に返還させることがある。

第6条第1項中「(規則第6条第2項の補助事業者をいう。)」を削り、「添えて」を「、」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「認可化移行移転費等支援事業」を「第2条第2号に掲げる事業」に改め、「300,000円」を「、300,000円」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(認可化移行計画の期間内に基準を満たさないこととなった場合に伴う補助金の返還)

第8条 市長は、認可化移行改修事業の対象となる施設が次のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 児童福祉施設設備運営基準第32条又は第33条第2項の基準を満たしていない認可保育所又は認定こども園への移行を目指す施設が、認可化移行計画(認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業への移行に係る計画をいう。以下同じ。)の期間内に当該基準を満たさないこととなった場合
- (2) 家庭的保育事業等設備運営基準第28条又は第29条第2項の基準を満たしていない小規模保育事業A型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさないこととなった場合
- (3) 家庭的保育事業等設備運営基準第32条により準用する家庭的保育事業等設備運営基準第28条又は第31条第2項の基準を満たしていない小規模保育事業B型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさないこととなった場合
- (4) 家庭的保育事業等設備運営基準第33条又は第34条第2項の基準を満たしていない小規模保育事業C型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさないこととなった場合

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条、第4条関係）

事業	対象者	対象経費	補助金額	備考
賃貸物件による保育所改修等事業	法第7条に規定する保育所を経営する者（公立施設を活用して保育所を運営する民間事業者であって、当該事業者が当該施設を改修する場合を含む。）	賃貸物件による保育所の新設、定員の拡大又は老朽化に伴い必要となる改修費等及び賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）	国要綱に基づき算出した基準額に4分の3を乗じて得た額	賃借料については、毎年4月1日以降施設の開所の日（当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の3月31日）までに発生するものに限る。
賃貸物件等による小規模保育事業所改修等事業	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条に基づき特定地域型保育事業者（小規模保育事業に限る。）として市長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者	賃貸物件等を活用した小規模保育事業所の新設、定員の拡大又は老朽化に伴い必要となる改修費等及び賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）		
認可化移行改修事業	認可化移行運営費支援事業実施要綱（平成27年4月13日雇児発0413第36号「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」別添1。以下「認可化移行運営費実施要綱」という。）第4項に掲げる実施要件を満し、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に児童福祉施設設備運営基準第32条並びに家庭的保育事業等設備運営基準第28条、第32条及び第33条に規定する設備基準を満たす認可外保育施設を運営する者であって、保育所、認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望するもの	児童福祉施設設備運営基準第32条に規定する保育所に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等設備運営基準第28条、第32条及び第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準を満たすために必要となる改修費等及び賃借料（改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。）		
家庭的保育事業の実施施設に係る改修事業	子ども・子育て支援法第43条に基づき特定地域型保育事業者（家庭的保育事業に限る。）として市長の確認を受けた者又	家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）で家庭的保育事業を実施する上で保育	国要綱に基づき算出した基準額	

	は当該確認を受けることが予定されている者	環境を整えるために必要となる改修費等及び賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）		
認可化移行移転費等支援事業	認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業への移行を目指す認可外保育施設であって、認可化移行調査費等支援事業実施要綱（平成29年3月31日雇児発0331台30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可保育所等設置支援事業の実施について」別添4）2（1）に基づく認可化移行可能性調査支援事業の実施等により、移行のために移転等が必要であると市長が認めたものを経営する者	児童福祉施設設備運営基準第32条に規定する保育所及び認定こども園に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業に係る設備に関する基準、同基準第28条、第32条及び第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第43条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たすことができない認可外保育施設の移転に必要な移転費及び仮設設置費	国要綱に定める基準額	
賃貸物件による保育所整備事業	法第39条第1項に規定する保育所（法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所にあつては、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分に限る。）又は児童福祉施設設備運営基準を満たす認可外保育施設（小規模な分園型保育施設を含む。）を経営する者	賃貸物件により、新たに保育所を設置する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等（ただし、借上げが平成21年1月27日（分園型保育施設にあつては、同年5月29日）以降の新規契約のものに限る。）	県基金要綱に基づき算出した基準額に4分の3を乗じて得た額	

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市賃貸物件による保育所等整事業費補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の手続は、新要綱の相当規定によってした申請、決定その他の手続とみなす。